

# 緩和ケアチームの立ち上げとマネジメント

## 一般病棟で取り組むための支援ガイド

### 訂正表

平成 20 年度 診療報酬改定にともない、P.134 「緩和ケア診療加算に関する施設基準」を次のように改訂（追加・変更部分を太字で表記）いたします。

#### 緩和ケア診療加算に関する施設基準

- 「厚生労働省告示第 62 号 基本診療料の施設基準等」より抜粋

##### 緩和ケア診療加算の施設基準

- (1) 緩和ケア診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていること。

- 「平成 20 年 3 月 5 日 保医発第 0305002 号 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」より抜粋

##### 緩和ケア診療加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の**4名**から構成される緩和ケアに係る専従のチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。
  - ア 身体症状の緩和を担当する常勤医師
  - イ 精神症状の緩和を担当する常勤医師
  - ウ 緩和ケアの経験を有する常勤看護師
  - エ 緩和ケアの経験を有する薬剤師**
- (2) (1)にかかわらず、(1)の**ア**又は**イ**のうちいずれかの医師及び**エの薬剤師**については、緩和ケアチームに係る業務に関し専任であって差し支えないものとする。

また、悪性腫瘍患者に係る緩和ケアの特性にかんがみて、当該専任の医師以外の医師にあっても、入院中に緩和ケアチームによる診療を受けた患者のみを対象として、当該患者の退院後に継続的に外来で診療を行う場合については、緩和ケア診療加算を算定すべき診療に影響のない範囲においては専従とみなすことができる。

**なお、(1)に掲げる緩和ケアチームに係る業務に関し専従である医師であっても、専門的な緩和ケアに関する外来診療を行うことを目的に、連携している他の保険医療機関からの専門的な緩和ケアを要する紹介患者を外来で診察することについては、差し支えないものとする。（ただし、所定労働時間の2分の1以下であること。）**
- (3) (1)の**ア**に掲げる医師は、悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であること。
- (4) (1)の**イ**に掲げる医師は、3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者であること。

(5) (1)のウに掲げる看護師は、5年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了している者であること。なお、ここでいう緩和ケア病棟等における研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。(6月以上の研修期間で、修了証が交付されるもの)

イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

(イ) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要

(ロ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療

(ハ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程

(ニ) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法

(ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法

(ヘ) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ

(ト) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント

(チ) コンサルテーション方法

(リ) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について

エ 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

(6) (1)のエに掲げる薬剤師は、麻薬の投薬が行われている悪性腫瘍患者に対する薬学的管理及び指導などの緩和ケアの経験を有する者であること。

(7) (1) のア及びイに掲げる医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。ただし、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師が複数名である場合は、緩和ケアチームに係る業務に関し専任である医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任であっても差し支えないものとする。

(8) 症状緩和に係るカンファレンスが週1回程度開催されており、緩和ケアチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う保険医、看護師、**薬剤師**などが参加していること。

(9) 当該医療機関において緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられていること。

(10) 院内の見やすい場所に緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

●「厚生労働省告示第59号 診療報酬の算定方法」より抜粋

緩和ケア診療加算(1日につき) **300点**

注：平成20年4月1日から追加・変更された部分を**太字**で示した。

薬剤師の参加が義務づけられたこと、および保険点数が増額(250点→300点)になったことは、国の緩和ケアチームへの期待の現れであり、評価したい。

(2008年4月現在)